

米子市保育所等給食調理等委託業務の評価について

1. 評価の概要

平成20年度から給食調理等業務を民間委託した保育所等において、委託事業者が、保育所等給食の趣旨を十分認識し、関係法令や米子市保育所等給食調理等業務委託仕様書、米子市保育所等給食衛生管理マニュアル等の各種規定を遵守し、委託業務が遂行されているかについて評価する。

評価にあつては、給食調理等業務委託施設の園長が、日常業務の点検結果に加え、職員、保護者の意見等を参考にし、各評価項目について、総合的見地から評価する。直営施設についても同様の評価をする。

○ 保育所等給食調理等委託業務評価項目

評価項目	評価内容
1 業務体制	委託事業者の業務体制が整備され、委託業務が円滑に遂行されているかを評価する。
2 調理業務	保育所等給食衛生管理マニュアル、アレルギー児対応マニュアル、調理工程マニュアル等に基づき、調理業務が円滑に行われているかを評価する。
3 衛生管理業務	保育所等給食衛生管理マニュアル等、衛生管理に関する諸規定を遵守し、衛生管理業務が適切に行われているかを評価する。
4 職員研修	委託業者の研修計画に基づき、研修が適切に行われているかを、研修内容も含めて評価する。
5 保育事業の円滑な運営	乳幼児期の食の重要性や保育所等給食が保育の一環であることを踏まえ、保育所等本来の事業の円滑な運営を行ううえで、委託事業者としての可能な協力について、総合的に評価する。

2. 評価の方法

保育園等園長が、別紙「保育所等給食調理等委託業務評価票」の評価項目について、下記の評価基準表により、評価を行う。

○ 評価基準表

評価基準	評価基準
標準である（概ね良好である状態）	○
劣る（水準を下回り、問題である状態）	空欄

- * 評価基準の内容を満たし、概ね良好である状態を評価基準○とする。
- * 空欄の場合は、意見欄にコメントを記入する。

3. 評価の結果

各保育園等園長から提出された保育所等給食調理等委託業務評価票をこども施設課(子育て施設担当)において集約し、米子市保育所等給食運営委員会に報告するとともに、各委託事業者にその結果を提示し、標準を下回る項目については、改善を指示する。

